

平成 23 年 1 月 18 日
国立大学法人広島大学

本学「課程博士」学位授与の取消し及び学位記の返還について（概要）

本学で学位を授与した呉 明璽氏（元広島大学大学院社会科学研究科博士課程後期国際社会論専攻）（平成 19 年 3 月 7 日修了）の学位論文「中国の中小企業信用保証制度に関する研究」（博士（学術）甲第 4172 号）に「無断引用（盗用）」があることが判明し、「学位授与の取消し及び学位記の返還」を決定した。

本件は、本人から、平成 21 年 8 月 25 日に本学あてにメールがあったことを契機に発覚した。メールの内容は、駒形 哲哉氏（慶應義塾大学）から、呉 明璽氏の著書「中国の中小企業信用保証制度」に関し、駒形氏の著書からの無断引用があると指摘された。なお、本人の著書「中国の中小企業信用保証制度」は、同人の学位論文「中国の中小企業信用保証制度に関する研究」を基に書かれたものであった。

本学ではこれを受けて、研究活動における不正行為（盗用）の可能性があると判断し、「広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則」に基づき予備調査及び本調査を行った結果、「呉 明璽氏の学位論文において、駒形 哲哉氏（慶應義塾大学）の著書『移行期中国の中小企業論』から 4,000 字を超える無断引用（盗用）が行われている。特に、学位論文の要点を冒頭にまとめた、『本研究の成果』の記述に至っては、全体の約 45%の部分の記述（約 1,000 字）に関して無断引用（盗用）が認められる。」との理由から、「不正行為であった。」と裁定し、平成 22 年 8 月 24 日、学長名で裁定結果を本人へ通知した。

「学位論文において不正行為があった。」ことが判明したため、「学位授与の取消し及び学位記の返還」について平成 22 年 12 月 21 日開催の第 76 回教育研究評議会において審議した。

審議の結果、広島大学学位規則第 15 条第 1 項第 1 号（不正の方法により博士の学位を受けたことが判明したとき）に該当すると結論に至り、「学位授与の取消し及び学位記の返還」を決定し、同日、学長名で裁定結果を本人へ通知した。

不服申し立て期限（平成 23 年 1 月 4 日）を経過した平成 23 年 1 月 18 日においても本人からの不服申し立ては無く、同日開催の第 77 回教育研究評議会において、再度審議を行い、最終決定「学位授与の取消し及び学位記の返還」を行った。これにより、同日、学長名で処分結果を本人へ通知した。

本件については、関係資料の審査及び本人からの事情聴取の結果等から判断して、明らかに本人の学位論文の一部が駒形氏の著書を無断引用（盗用）したものであり、研究者として本来あってはならないものと考ええる。

学位論文において、他の著作物から無断引用するという悪質な行為が見抜けなかった点については本学として重く受け止めており、今後、研究者倫理及び学位論文審査についてより一層の向上と徹底を図る取り組みを推進するため、再発防止策として以下の強化を図ることとした。

(1) 研究活動にかかる倫理観の確立を目的として、「研究者倫理教育パンフレット」を新たに作成し、すべての大学院生に対し入学後速やかに配布するとともに、各研究科による研究者倫理徹底のためのガイダンスを義務化する。併せて、日常の研究活動において指導にあたる教員が研究者倫理をより意識させることで学生の倫理観の向上を図る。

(2) 学位審査水準の向上を目的として、論文審査に外部審査委員をより積極的に加えることで学位審査体制を厳格化するとともに、学位審査の透明性、客観性の確保を図り、学位の質保証に結びつけていく。